

ごみ焼却施設建設工事

プロポーザル提案説明書

平成 29 年 12 月

有明生活環境施設組合

有明生活環境施設組合 ごみ焼却施設建設工事
プロポーザル提案説明書

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	工事の概要	2
1.	事業者	2
2.	工事名（建設工事の名称）	2
3.	工事対象施設（整備対象施設）	2
4.	工事場所	2
5.	建設予定地の概要	2
6.	工期（予定）	2
第3章	スケジュール（予定）	3
1.	プロポーザル公告から契約までのスケジュール	3
第4章	プロポーザル提案参加に関する条件等	5
1.	参加者の備えるべき参加資格要件	5
1)	参加者の参加資格要件	5
2)	参加者に必要な資格要件	5
2.	事業費限度額の公表	6
3.	応募に関する留意事項	6
1)	プロポーザル提案説明書等の承諾	6
2)	費用負担	6
3)	使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	6
4)	著作権	7
5)	特許権等	7
6)	提出書類の取扱い	7
7)	本組合が提供する資料の取扱い	7
8)	プロポーザル延期等	7
9)	参加資格の取り消し	7
10)	プロポーザルの辞退	7
11)	その他	7
4.	プロポーザル公告からプロポーザル提案書等提出に至るまでの手続	7
1)	プロポーザル提案説明書等の書類の配布	8
2)	プロポーザル提案説明書等（プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書）に関する質問の受付	8
3)	プロポーザル提案説明書等（プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書）の質問に対する回答	8
4)	プロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査申請書の提出	8
5)	プロポーザル参加資格の審査	9
6)	プロポーザル参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明	9

7) プロポーザル提案説明書等（プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く）及び発注仕様書に関する質問の受付	10
8) プロポーザル提案説明書等（プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く）及び発注仕様書の質問に対する回答	10
9) 技術提案書及び見積書等の提出	10
10) 技術提案書等の基礎審査	13
11) 技術提案書に係るプレゼンテーションの開催	14
5. 優秀提案者の選定	14
6. 優先交渉権者の決定	14
7. 優先交渉権者選定結果等の公表	14
第5章 予測されるリスクの責任分担	15
1. 予想されるリスクの責任分担	15
1) リスク管理の基本方針	15
2) リスク分担	15
2. 第三者賠償保険への加入	15
3. 工事再委託の禁止	15
第6章 その他	15
1. 事務局	15
2. 発注支援業務受託者	15

第1章 はじめに

有明生活環境施設組合（以下「本組合」という。）は柳川市、みやま市の2市で構成されている。

本地域のごみ処理は、柳川市所管の「柳川市クリーンセンター」とみやま市所管の「みやま市清掃センター」の2つの処理施設で行っているが、両施設とも稼働後約20年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、環境に配慮された安全安心で効率的なごみ焼却施設の建設が共通の重要課題である。このため、本組合では将来に亘って安全かつ安定的なごみ処理ができる体制を構築することを方針として、平成33年度稼働を目指したごみ焼却施設の整備（以下「本工事」という。）を進めるものである。

このプロポーザル提案説明書（以下「本説明書」という。）は、本組合が、本工事に係るプロポーザル提案への参加を希望するもの（以下「参加者」という。）に対し、プロポーザル提案のあり方を説明するとともに、工事請負者決定（工事請負契約の締結まで）までの全体の手続きを明示・公開して、透明性を確保するための資料として配付するものである。

本工事に係る参加者は、本説明書に記載された工事請負者の役割を十分理解した上で、本説明書に沿って、本工事の目的に合った条件で、プロポーザル提案に必要な書類（以下「プロポーザル提案書等」という）を提出するものとする。

なお、本説明書に併せて配付する「様式集」、「優先交渉権者決定基準書」も本説明書と一体の資料とし、「プロポーザル提案説明書等」と定義する。また、プロポーザル提案書等の募集に際し、下記書類を本組合ホームページにて公表しているため、確認すること。

- ① ごみ焼却施設建設工事 プロポーザル提案説明書等
（プロポーザル提案説明書、様式集、優先交渉権者決定基準書）
- ② ごみ焼却施設建設工事 発注仕様書
（発注仕様書、発注仕様書添付資料）

なお、平成29年3月に公募した見積提案に参加していない者は、今回のプロポーザルに参加出来ないものとする。

第2章 工事の概要

1. 事業者

有明生活環境施設組合

2. 工事名（建設工事の名称）

ごみ焼却施設建設工事

3. 工事対象施設（整備対象施設）

工事対象施設の概要は次のとおりである。

項目	概要
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	92t/日（46t/24h×2炉）
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ式
処理対象品目	一般可燃ごみ 資源化施設からの可燃残渣

4. 工事場所

福岡県柳川市橋本町字西区 631-7 他

5. 建設予定地の概要

建設予定地の立地条件は次のとおりである。

項目	概要	
敷地面積	約 11,000 m ²	
都市計画事項	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	高度地域	指定なし
	建ぺい率	70%
	容積率	200%

6. 工期（予定）

建設期間 平成30年8月（契約日）～ 平成34年2月（4か年継続事業）

供用開始 平成34年3月 供用開始

第3章 スケジュール（予定）

1. プロポーザル公告から契約までのスケジュール

プロポーザル提案に係るスケジュールは、次のとおりとする。

プロポーザル公告から契約までのスケジュール

日 付	内 容
平成29年 12月11日（月）	プロポーザル公告 プロポーザル提案説明書等のホームページ掲載 プロポーザル提案説明書等に関する質問の受付開始
平成29年 12月15日（金）	プロポーザル提案説明書等（プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書）に関する質問の期限
平成29年 12月20日（水）	プロポーザル提案説明書等（プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書）に関する質問に対する回答 （質問への回答は、全参加者へ提示する。）
平成29年 12月25日（月）	プロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査申請書類の提出期限
平成29年 12月27日（水）	プロポーザル参加資格審査結果の通知
平成30年 1月4日（木）	発注仕様書等に関する質問の受付開始
平成30年 1月10日（水）	プロポーザル提案説明書等（プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く）及び発注仕様書等に関する質問の期限
平成30年 1月22日（月）	プロポーザル提案説明書等（プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く）及び発注仕様書等に関する質問に対する回答 （質問への回答は、全参加者へ提示する。）
平成30年 2月28日（水）	技術提案書及び見積書等の提出期限
平成30年 3月 上旬	技術提案書の基礎審査結果の通知
平成30年 6月 上旬	技術提案書のプレゼンテーション
平成30年 6月 中旬	優先交渉権者の決定及びプロポーザル結果の公表
平成30年 8月 頃	工事請負契約締結（有明生活環境施設組合議会の議決） 契約者の公表

2. 審査委員会の設置

本組合は、優先交渉権者の選定に係る審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、有明生活環境施設組合ごみ焼却施設建設工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置している。

審査委員会を構成する委員は、次のとおりである。

	氏 名	役 職 等
委員長	成松 宏	柳川市副市長
副委員長	高野 道生	みやま市副市長
委 員	松藤 康司	福岡大学工学部教授
委 員	浦邊 真郎	福岡大学客員教授
委 員	野馬 幸生	元福岡女子大学国際文理学部教授
委 員	二渡 了	北九州市立大学国際環境工学部教授
委 員	北嶋 昭三	㈱福岡クリーンエナジー調査役
委 員	石橋 正次	柳川市市民部長
委 員	富重 巧斉	みやま市環境経済部長
委 員	松尾 強	柳川市廃棄物対策課長
委 員	松尾 和久	みやま市環境衛生課長
委 員	藤木 均	有明生活環境施設組合事務局長

第4章 プロポーザル提案参加に関する条件等

1. 参加者の備えるべき参加資格要件

1) 参加者の参加資格要件

参加者は、プロポーザル参加資格審査申請書提出期限日において、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本組合、柳川市及びみやま市において、指名停止基準又は要綱等に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て又は通告の事実がある者でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者でないこと（破産者で復権を得た場合を除く。）
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税並びに法人県民税、法人事業税、法人市民税等を本店・支店等において滞納していない者であること。
- ⑨ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止を受けていない者であること。
- ⑩ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる者でないこと。
- ⑪ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある者でないこと。
- ⑫ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者でないこと。
- ⑬ 発注支援業務受託者と、人事面、資本面において関連のある者でないこと。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、法令、規則等に違反している者でないこと。

2) 参加者に必要な資格要件

参加者は、プロポーザル参加資格審査申請書提出期限日において、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- ① 法第15条の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること（5年以上の施工実績のあること。）。
- ② 柳川市若しくはみやま市において、建設工事競争見積参加資格を有すること。
- ③ 平成18年4月1日以降、日本国内において一般廃棄物処理施設でボイラータービン式発

電設備を有し、1炉当り35t/24h以上の処理能力を有し、複数炉で構成されているストーカ式ごみ焼却炉を設計及び建設（元請の実績に限るものとするが、JVの構成員として焼却炉の設計及び建設を担当した場合も実績として認める。）し、供用開始した実績があること。

- ④ 前号の施設が完成後、平成29年3月末において1年以上の安定的な稼働実績があること。
- ⑤ 法第27条の23第1項に基づく国土交通省又は都道府県知事が行う経営事項審査における経営規模等評価結果・総合評定値通知（平成29年10月末時点での最新のものに限り。）の清掃施設工事に係る総合評定値が1,300点以上であること。
- ⑥ 本工事の施設の設計責任者として、次の要件を満たす者を配置できること。
 - ア ストーカ式ごみ焼却炉施設の設計者又は設計責任者として10年以上の実務経験を有する者。
- ⑦ 本工事の建築物の設計責任者として、次の要件を満たす者を配置できること。
 - ア 建築工事の設計者又は設計責任者として、一級建築士の資格を有し10年以上の実務経験を有する者。
- ⑧ 本工事の工事着手日において、清掃施設工事に対応する監理技術者で、次に掲げる要件の全てを満たす者を専任として配置できること。
 - ア 監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術講習を受講したことが認められるものに限り。）。
 - イ ストーカ式ごみ焼却炉の建設工事に於いて、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められるときを含む。）としての実務経験を有する者。
 - ウ 参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者。
 - ※ 恒常的な雇用関係とは、プロポーザル参加資格審査申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- ⑨ 平成29年3月に公募した見積提案に参加した者。

2. 事業費限度額の公表

本工事の事業費限度額は12,000,000,000円（外構工事を除き、消費税及び地方消費税を含む。）である。

3. 応募に関する留意事項

1) プロポーザル提案説明書等の承諾

参加者は、プロポーザル提案参加表明書及びプロポーザル提案参加資格審査申請書の提出をもって、本説明書及び追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

参加者が負担する本工事の見積に係る費用は、全て参加者の負担とする。

3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

参加者からプロポーザル提案説明書等に基づき提出される書類の著作権は、参加者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本組合は参加者との協議の上、必要な範囲において、無償でプロポーザル提案説明書等に基づき提出された書類の公表を行うことができるものとする。

5) 特許権等

参加者が提出した提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工法等を使用したことに起因する責任は、当該提案を行った参加者が負うものとする。

6) 提出書類の取扱い

参加者が提出した書類については、変更及び返却はできないものとする。ただし、本組合の同意を得た場合は、この限りでない。

7) 本組合が提供する資料の取扱い

本組合が提供する資料は、本工事の目的以外で使用してはならない。

また、本組合の了承を得ることなく、当該資料を第三者に対し使用させ、又はその内容を開示してはならない。

8) プロポーザル延期等

本組合が必要と認めたときは、プロポーザルを延期し、中止し、又は取り消すことがある。

この場合、参加者は、各自の費用を自己負担するものとし、参加者は、本組合に対して、損害賠償請求をすることはできない。

9) 参加資格の取り消し

プロポーザル公告から優先交渉権者決定までの間に、関係者（本組合、審査委員会等）に対し、自己が有利となるような接触等の働きかけを行ったと認められる場合は、参加資格を取り消すことがある。

10) プロポーザルの辞退

技術提案書及び見積書の提出期限までの間は、参加者はプロポーザルを随時辞退することができる。

プロポーザルを辞退する場合は、平成30年2月19日（月）までに「プロポーザル参加辞退届【様式4】」を本組合に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。

11) その他

プロポーザル提案説明書等に定めるもののほか、見積りに当たって必要な事項が生じた場合には、全参加者に通知する。

4. プロポーザル公告からプロポーザル提案書等提出に至るまでの手続

1) プロポーザル提案説明書等の書類の配布

プロポーザル提案説明書等の書類の配布は、次のとおり行う。

- ① 配布日
平成29年12月11日(月)とする。
- ② 配布時間及び場所
時 間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
場 所 本組合 事務局
(本説明書 第6章1. 事務局 に掲載)
- ③ 配布資料
本説明書、発注仕様書、様式集、優先交渉権者決定基準書
なお、配布資料は本組合のホームページで公表する。

2) プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書)に関する質問の受付

プロポーザル提案説明書等の内、プロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査申請書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 質問の方法
プロポーザル提案説明書等に関する質問書【様式1-1】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により提出すること。また、提出に当たっては、表題を「プロポーザル提案説明書類(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書)に関する質問書提出 事務局宛」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。
- ② 受付期限
平成29年12月15日(金) 午後5時まで
(受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を事務局まで連絡すること。)
- ③ 提出先
本組合 事務局 (本説明書 第6章1. 事務局 に掲載)
- ④ 受信確認通知
本組合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本組合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

3) プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書)の質問に対する回答

プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書)に関する質問に対し、質問及び回答の内容を本組合ホームページに公開する。

ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

- ① 回答期限
平成29年12月20日(水)まで

4) プロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査申請書の提出

次によりプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査申請書を受け付ける。

① 提出期限

平成29年12月25日(月) 午後5時まで

② 提出先

本組合 事務局 (本説明書 第6章1. 事務局 に掲載)

③ 提出方法

持参又は郵送によるものとし、電送による提出は認めない。

なお、受け付け後に、書類等に不備がある場合は補正等を求める場合があるので、本説明書を十分に参照の上、不備がないよう提出すること。

④ 提出書類

ア プロポーザル参加表明書【様式2-1】

イ プロポーザル参加資格審査申請書【様式2-2】

添付書類

1) 会社概要・業務経歴書

2) 登記簿謄本の写し

3) 納税証明書(直近の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書、関係市における係る市税)

4) 建設業法第15条の規定に基づく、清掃施設工事に係る特定建設業の許可書の写し

5) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく、清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書の写し(平成29年10月末時点での最新のものに限り。)

6) ストーカ式ごみ焼却炉建設工事の施工実績【様式2-3】

7) 施設の設計責任者に対応する技術者(配置予定)の経歴書【様式2-4】、技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類及び法令による資格者証等の写し

8) 建築物の設計責任者に対応する技術者(配置予定)の経歴書【様式2-5】、技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類及び法令による資格者証等の写し

9) 清掃施設工事に対応する監理技術者(専任配置予定)の経歴書【様式2-6】、監理技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類及び法令による資格者証等の写し

10) 「5頁 1. 参加者の備えるべき参加資格要件 1) 参加者の参加資格要件」に記載している要件を満たしていることを表す書類を作成し、添付すること。

5) プロポーザル参加資格の審査

本組合は、提出されたプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査申請書等により、参加者がプロポーザル参加資格要件を満たしているか審査を行い、その結果を書面により参加者へ通知する。

ただし、プロポーザル参加資格決定から契約締結までの期間において、参加者がプロポーザル参加資格要件を欠いた場合には、当該参加者のプロポーザル参加資格を取り消すものとする。

① 資格審査結果通知日

平成29年12月27日(水) (郵送により通知)

6) プロポーザル参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

① プロポーザル参加資格を有しないと認められた者は、本組合に対し、その理由の説明を求めることができる。

② 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を平成30年1月10日(水)(ただし、

土曜日、日曜日、祝日を除く。)までに、本組合事務局に提出するものとする。

【書面の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、ファックス・電子メール等での受け付けは行わない。】

③ 前号の説明を求めた者に対する回答は、平成30年1月15日(月)までに書面により行う。

7) プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く)及び発注仕様書に関する質問の受付

プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く)及び発注仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 質問の方法

プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く)に関する質問は、プロポーザル提案説明書類に関する質問書【様式1-2】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、発注仕様書に関する質問は、発注仕様書に関する質問書【様式3】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により個別に提出すること。また、提出に当たっては、表題を「プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く)に関する質問書提出 事務局宛」、「発注仕様書に関する質問書提出 事務局宛」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。

② 受付期限

平成30年1月10日(水) 午後5時まで

(受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を事務局まで連絡すること。)

③ 提出先

本組合 事務局 (本説明書 第6章1. 事務局 に掲載)

④ 受信確認通知

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本組合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

8) プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く)及び発注仕様書の質問に対する回答

プロポーザル提案説明書等(プロポーザル参加表明書、プロポーザル参加資格審査申請書を除く)及び発注仕様書に関する質問に対し、質問及び回答の内容を本組合ホームページに公開する。

ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

① 回答期限

平成30年1月22日(月)

9) 技術提案書及び見積書等の提出

参加者は、次により技術提案書及び見積書等を提出すること。

① 提出期限

平成30年2月28日(水) 午後5時まで

② 提出先

本組合 事務局 (本説明書 第6章1. 事務局 に掲載)

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

④ 提出書類

提出書類の種類及び部数は、次表のとおりとし、電子データとしてCD-ROMにより別途1部提出すること。

提出書類		部数
プロポーザル提案書類提出書【様式5-1】		1部
見積書【様式5-2】		1部
工事費内訳書【様式5-3】(様式集エクセル版)		1部
技術提案書	設備仕様・設計仕様・図面に関する提案【様式6-1～6-4】	正1部 副22部
	特定要求事項に関する提案【様式7-1～7-3-2】	
	添付資料	正1部 副22部
	電子データ	正1部

⑤ 見積書及び工事費内訳書の作成要領

ア 見積書及び工事費内訳書は、様式集 見積書作成要領【別紙1】に従って作成すること。

イ 見積額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

ウ 見積書及び工事費内訳書は封筒に入れ封かんし、封筒に工事名、参加者名及びプロポーザル参加資格決定通知書に記載されている参加者名を記入すること。なお、封筒の色・サイズ封かん方法については指定しない。

⑥ 設備仕様・設計仕様・図面に関する技術提案書

設備仕様・設計仕様・図面に関する技術提案書として提出する書類の内訳は、以下のとおりである。

ア 施設計画説明書【様式6-2】

1) 各設備概要説明

- ・ 主要設備概要説明書
- ・ 各プロセスの説明書
- ・ 独自の設備の説明書
- ・ 焼却炉制御の説明書(炉温制御、蒸気発生量制御、自動燃焼制御等)
- ・ 排ガス処理装置の説明書(排ガス温度制御を含む)
- ・ 蒸気発生量制御の説明書
- ・ 非常措置に対する説明書

2) 準拠する規格又は法令等

3) 設計基本数値及び図面

(設計基本数値は各ごみ質に対し、明らかにすること。)

- ・ 物質収支及び計算書(ごみ、灰(主灰(乾・湿)、飛灰)、排ガス(湿、乾、温度、水分)、給排水、蒸気、熱)

- ・ 用役収支計算書（電力、水、燃料、薬品（排ガス処理、ボイラ水処理、排水処理等）等）
 - ・ 熱収支及び計算書
 - ・ クレーンデューティサイクル計算書
 - ・ 火格子燃焼率
 - ・ 燃焼室熱負荷
 - ・ 燃焼ガス滞留時間及び出口温度
 - ・ ボイラ関係計算書（通過ガス温度、発電電力等）
 - ・ 処理能力曲線及び算出根拠
 - ・ 薬品類使用量計算書（主要設備毎）
 - ・ エネルギー効率計算書
 - ・ 二酸化炭素排出量計算書
 - ・ 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器）
 - ・ その他必要なもの
- 4) 運転管理条件
- ・ 年間運転管理条件（年間稼働日数、定期休炉日数および頻度、連続運転可能日数）
 - ・ 年間用役費
 - ・ 年間補修・点検費（引渡より30ヶ年分(11～30ヶ年分は参考値)）
 - ・ 運転維持管理人員
 - ・ 予備品リスト
 - ・ 消耗品リスト
 - ・ 機器取扱いに必要な資格者リスト
- 5) 労働安全衛生対策
- 6) 公害防止対策
- 7) 主要機器の耐用年数
- 8) アフターサービス体制
- 9) 受注実績表（過去10年間の全連続燃焼式に限る。）
- 10) 主要な使用特許リスト
- 11) 主要機器メーカーリスト

イ 設計仕様書【様式6-3】

発注仕様書の各章に準じて作成すること。

- 1) 計画概要書（発注仕様書 第1章総則）
- 2) 各設備共通仕様書（発注仕様書 第2章各設備共通仕様）
- 3) 機械設備工事仕様書（発注仕様書 第3章機械設備工事仕様）
- 4) 電気計装制御設備工事仕様書（発注仕様書 第4章電気計装制御設備工事仕様）
- 5) 土木建築工事仕様書（発注仕様書 第5章土木建築工事仕様）

ウ 図面【様式6-4】 以下の書類の様式は任意とする。

- 1) 全体配置図及び動線計画図 (1/500～1/1000)
- 2) 工場棟各階機器配置図 (1/200～1/400)
- 3) 工場棟建物及び施設断面図 (1/200～1/400)
- 4) フローシート

- ・ ごみ、空気、排ガス、灰、集塵灰（計装フローシート兼用のこと）
 - ・ ボイラ給水・蒸気・復水
 - ・ 有害ガス除去
 - ・ 余熱利用
 - ・ 給水（上水・下水道処理水）
 - ・ 排水（プラント系排水、生活系排水等）
 - ・ 補助燃料
 - ・ 圧縮空気
 - ・ その他
- 5) 焼却炉築炉構造図
 - 6) 燃焼装置組立図
 - 7) 主要機器組立図
 - 8) 煙突組立図及び姿図
 - 9) 炉内及び通過ガス温度分布図
 - 10) 電算機システム構成図
 - 11) 電気設備主回路単線系統図
 - 12) 鳥瞰図
 - 13) 工場棟立面図（東西南北）
 - 14) 管理棟各階平面図
 - 15) 管理棟立面図（東西南北）
 - 16) 計量棟平面図
 - 17) 洗車場棟平面図
 - 18) 建築仕上げ表（各室面積、建築面積含む）
 - 19) 外構設計図
 - 20) 工事工程表
 - 21) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）

⑦ 特定要求事項に関する技術提案書

特定要求事項に関する技術提案書として提出する書類の内訳は、以下のとおりである。
作成要領は様式集に準拠すること。

ア 施設整備の基本方針に対する計画【様式7-2～7-2-13】

イ 地域特性に配慮した計画【様式7-3～7-3-2】

⑧ 技術提案書作成要領

ア 技術提案書は様式集を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き、日本工業規格「A4版」、縦置き、横書き、左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは10ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

イ 提案書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格確認結果の通知に記載されているプロポーザル参加者名を記入すること。

10) 技術提案書等の基礎審査

本組合は、参加資格審査を合格した参加者から提出された技術提案書等について、審査を行う。この結果、書類の不備・不足が確認された場合は失格とする。審査の結果を書面によ

り参加者へ通知する。

① 審査する内容

- ・プロポーザル提案説明書に示した提出書類が全て揃っていること。
- ・提出書類がプロポーザル提案説明書に示した方法で提出されていること。
- ・発注仕様書に対する重大な不整合（性能に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案、提案事項の齟齬・矛盾等）がないこと。

② 技術提案書の審査結果通知日

平成30年3月上旬（郵送により通知）

11) 技術提案書に係るプレゼンテーションの開催

技術提案書に関する説明を行うプレゼンテーションを開催する。参加者は審査委員会に対し技術提案書の説明を行うものとする。

プレゼンテーションの実施方法の詳細は、参加者に対し後日通知する。

①開催日

平成30年6月上旬 開催予定 【※参加者に対し、後日通知する。】

②開催場所

参加者に対し、後日通知する。

③留意事項

参加者が準備する機材や出席人数は、参加者に対して後日通知する。

5. 優秀提案者の選定

総合評価点の最も高い者を優秀提案者として選定する。

6. 優先交渉権者の決定

本組合は優秀提案者として選定された者を優先交渉権者とする。

7. 優先交渉権者選定結果等の公表

本組合は、審査委員会による審査結果を踏まえ優先交渉権者を決定し、その結果を公表する。また、各参加者に対して速やかに書面にて通知する。

第5章 予測されるリスクの責任分担

1. 予想されるリスクの責任分担

1) リスク管理の基本方針

施設の設計及び建設に係る責任は、工事請負者が負うものとし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、本組合と工事請負者が協議の上、決定する。

2) リスク分担

予想されるリスク及び本組合と工事請負者との責任分担は、別表「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事請負契約で定める。

2. 第三者賠償保険への加入

工事請負者は、建設工事保険又は組立保険（類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

3. 工事再委託の禁止

工事請負者は、工事の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、工事請負者が予め書面により、本組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

第6章 その他

1. 事務局

本工事のプロポーザルに係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

有明生活環境施設組合 事務局

住 所：福岡県柳川市佃町1157-1（柳川市クリーンセンター内）

電 話：0944-75-1766

ファックス：0944-32-8244

電子メール：ariakeseikatu-01@globe.ocn.ne.jp

ホームページ：<http://ariake-seikatsu-kankyo.jp/>

2. 発注支援業務受託者

本工事のプロポーザルに係る発注支援業務は、次の者が取り扱うものとする。

株式会社 日建技術コンサルタント 九州支社

住 所：福岡県福岡市博多区綱場町8番23号

一般財団法人 日本環境衛生センター 西日本支局

住 所：福岡県大野城市白木原3丁目5番11号

別表

リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担者	
				○:主負担	△:一部負担
				本組合	工事請負者
共通	法令変更リスク (税制度含む。)	1	建設工事に影響を及ぼす法又は制度の新設・変更に関するもの	○	
		2	上記以外の法又は制度の新設・変更に関するもの	○	○
	住民対応リスク	3	建設に対する住民反対運動等に関するもの等	○	
	工事中止・遅延に関するリスク	4	本組合の指示等によるもの	○	
		5	本組合の債務不履行によるもの	○	
		6	工事請負者が行う設計・建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
	不可抗力リスク	7	工事請負者の責による工事中止及び工事請負者の責任放棄、破綻によるもの		○
		8	天災・暴動等による工事の変更・中止等が生じるリスク	○	△
	プロポーザル提案説明書等変更リスク	9	本説明書、発注仕様書、その他本組合が提示した図書等の必要データの変更・不備など	○	
設計・建設	設計・施工に関するリスク	10	本組合の責による事業内容の変更起因する要求性能の変更	○	
		11	工事請負者の責による要求性能の未達の場合		○
	第三者賠償リスク	12	設計・建設において第三者に損害を与えるリスク		○
	事故の発生リスク	13	建設時の事故発生		○
	環境保全リスク	14	建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
		15	稼動に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等	○	
施設の引渡	運転指導リスク	16	運転指導の不備により本組合が適正な運転を行えない場合		○
	施設の性能確保リスク	17	施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○

※上記の「リスク分担表」は目安であり、具体的な内容については、工事請負契約で定める。